

第三セクター等の経営健全化の 推進等について

第三セクター等の抜本的改革の成果と課題 (平成21年度～平成25年度)

- 平成21年度から進めている第三セクター等の抜本的改革は、全国的に見れば、地方公共団体による財政支援の大幅な減少、赤字法人や債務超過法人の整理等、相当の成果があがっている。
- 第三セクター等改革推進債は、平成25年度までに200件弱、約1兆円の許可が行われる等、有効に活用されている(平成28年度まで経過措置が講じられており、18団体の20計画が経過措置の対象として承認されている。)
- 採算性を失っている等の状況にある第三セクター等も一部には存在している。

第三セクター等の抜本的改革の進捗状況

(単位:億円、法人)

	H20年度	H25年度	増減率 (H20→H25)
地方公共団体の損失補償・債務保証額	74,784.0	40,783.7	-45.5%
借入額	168,412.5	108,993.2	-35.3%
地方公共団体からの借入額	46,362.2	42,445.8	-8.4%
地方公共団体以外からの借入額	122,050.4	66,547.4	-45.5%
地方公共団体からの補助金等交付額	4,378.8	2,688.3	-38.6%
法人数(総数)	8,685	7,634	-12.1%
経常赤字法人数	2,783	2,544	-8.6%
債務超過法人数	409	282	-31.1%

※各年度の「第三セクター等の状況に関する調査」(公営企業課)による。

※地方公共団体が出資又は出えんを行っている社団法人、財団法人及び会社法人と地方三公社の状況である(特別法に基づき設立された法人等を除く。)

※「経常赤字法人数」「債務超過法人数」は地方公共団体の出資比率が25%未満かつ財政援助を行っていない法人を除く。

※「法人数(総数)」は各年度末時点の数であり、それ以外は各年度末直近の財務諸表による。

第三セクター等改革推進債の許可額(平成21年度～平成25年度の累計)

196件・9,536億円

(第三セクター 31件・1,430億円、地方公社 131件・7,085億円、公営企業 34件・1,020億円)

第三セクター等の抜本的改革への取組状況 (平成26年5月末日現在)

地方公共団体が財政的支援を行っている1,737法人

(平成26年5月末日現在・「第三セクター等の抜本的改革に係る取組状況調査」より。)

現状	計	取組状況			(参考) H25.5.31現在
		財政的リスク等を 含めて議会等に 説明済み	現状を議会等に 説明済み(財政的 リスクは説明せず)	議会等に対して特段の 説明を行わず	
①抜本的改革実施(実施予定)	206 11.9%	30	153	23	272 14.1%
②存続方針(財政的リスク対応可能)	892 51.4%	98	665	129	885 45.9%
③存続方針(財政的リスク対応困難・ 財政的リスク不明)	65 3.7%	0	47	18	55 2.9%
④方針未定(検討中・未着手等)	574 33.0%	13	395	166	716 37.1%
計	1,737 100.0%	141	1,260	336	1,928 100.0%

※ 「財政的支援を行っている法人」とは、地方公共団体が貸付(長期・短期)、損失補償・債務保証を行っている第三セクター等及びすべての地方三公社である。

※ 複数の地方公共団体が財政的支援を行っている法人については、重複して計上している。

※ 端数処理により、計と内訳が一致しない項目がある。

「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成26年8月5日付総務大臣通知)の概要

- 平成21年度から集中的に進めている第三セクター等の抜本的改革は、全国的には相当の成果をあげたことから、当初の予定どおり、平成25年度末で一区切りとする。
- 地方公共団体は財政規律の強化を不断に図っていくことが必要であり、平成26年度以降も、自らの判断と責任で、第三セクター等の効率化・経営健全化に取り組むことが必要。
- 現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門においても民間の資金やノウハウを活用することが重要。第三セクター等はそのため有力な手法の一つであり、広域的な活動が容易である等の長所を有している。
- 地方公共団体は、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に十分留意の上、第三セクター等の効率化・経営健全化と、地域の元気を創造するための活用の両立に取り組むことが必要。

経済財政運営と改革の方針2014(平成26年6月24日閣議決定)(抄)

(地方財政改革の推進)

- 公営企業等については、公営企業の経営に係る新たな考え方や第三セクター等の経営改革に関するガイドラインを示すことを始め適切な支援を行い、公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。
- (民間能力の活用等)
- 民間の資金・ノウハウを活用し、できるだけ税財源によらずに効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、集中強化期間や数値目標を設定し(コンセッション方式について今後3年間で2～3兆円)、その実現に向けて国・地方が連携して取り組むことで、「PPP/PFIの本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する。
 - コンセッション方式を空港、上下水道、道路等へ積極的に導入するとともに、道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を可能とする法律の改正を踏まえ、PPPを活用した具体的な事業実施に向け、民間投資を喚起する観点からの容積率の緩和等を含め、検討を加速する。地方公共団体へインセンティブとなるよう官民連携効果の高い投資へ重点化する。
 - 地方公共団体におけるPPP/PFIの推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者によるPPP/PFI事業への参入を促進する。

総務大臣通知及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の概要

総務大臣通知及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の基本的な考え方

- 総務省が平成21年度から取り組んでいる第三セクター等の抜本的改革の全国的な推進は、当初の予定どおり平成25年度末で終了。
- 平成26年度以降、地方公共団体は第三セクター等に対して、徹底した効率化と経営健全化を始めとした適切な関与を行うことが必要。
 - ・ 経営状況や地方公共団体の財政的リスク等については、継続的に把握・評価するとともに、議会・住民に対する説明が必要。
 - ・ 経営状況を把握・評価した結果、悪化が判明した場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要。
- 人口減少・少子高齢化等、現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門への民間の資金・ノウハウの導入が可能であり、地方公共団体の区域を超えた活動が機動的、弾力的に可能ななどの長所を持つ第三セクター等を適切に活用し、地方の創生、地域の元氣創造と経営健全化の両立を図ることも重要。

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の主な内容

- 地方公共団体の第三セクター等への関与
 - ・ 地方公共団体は、第三セクター等の経営状況や財政的リスク等について、継続的に実態を把握することが必要。
 - ・ 地方公共団体は、第三セクター等の経営悪化等が判明した場合には、速やかに経営健全化に取り組むことが必要。
 - ・ 地方公共団体は、第三セクター等の徹底した効率化（役職員数・給与等の見直し）、経営責任の明確化、人材確保等に取り組むことが重要。
 - ・ 地方公共団体からの財政的支援は、地方公共団体が負担することがやむを得ない経費についてのみ行うべきであり、また、行う場合でも、将来的に負担が生じる可能性がある手法（損失補償等）は採るべきではない。
- 抜本的改革を含む第三セクター等の経営健全化
 - ・ 第三セクター等の経営悪化や高水準の財政的リスク等が認められる場合は、地方公共団体は抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要（経営健全化に取り組むべき基準、採算性の判断基準、検討プロセスチャート、経営健全化に取り組む際の留意事項等を明示。）

○第三セクター等の設立

- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の設立に当たり、事業の意義、将来見通し等について検討を行うとともに、公・民の責任分担のあり方や存続する条件等について、あらかじめ決定しておくことが必要。
- ・ 安定的な経営継続が可能な規模の資本の確保、地方公共団体の信用力に依存しない自立的な資金調達等についても留意するべき。

○第三セクター等の活用

- 現下の社会経済情勢等を踏まえれば、第三セクター等が有する以下のような長所を踏まえ、これまで以上に地域の再生や活性化に取り組む事業主体として、有効に活用することが望ましい。
- ・ 地方公共団体の圏域を超えた活動
 - ・ 民間企業の立地が期待できない地域における事業実施
 - ・ 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

○その他

- ・ 経営健全化等の取組を行う際には、都道府県・関係府省の支援が重要。総務省が提供する先進事例も参考として、適切な取組が必要。

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成26年8月5日付自治財政局長通知) 別紙

別紙1

第三セクター等破たん時の財政的リスクの認識方法

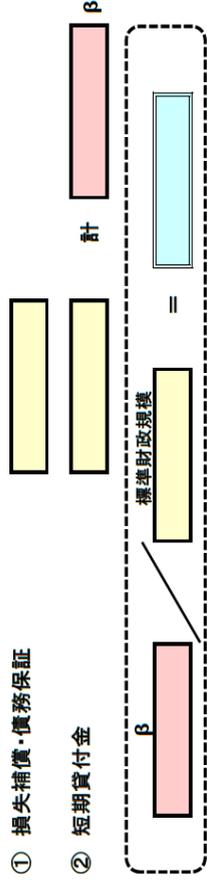
1. 債権・出資金の放棄額

地方公共団体にあって当該年度の財源は不要であるが資産が減少するものである。



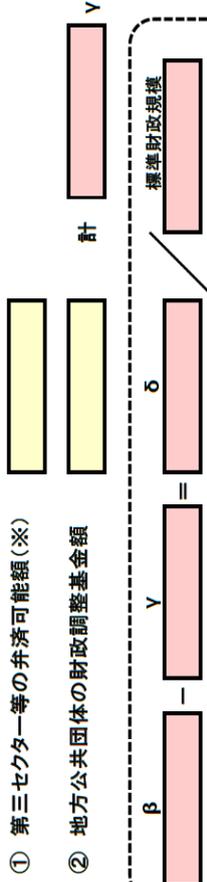
2. 当該年度に財源を要する財政的リスク

破たん時(破たん年度)に地方公共団体が負担する可能性のある財政的リスクである。



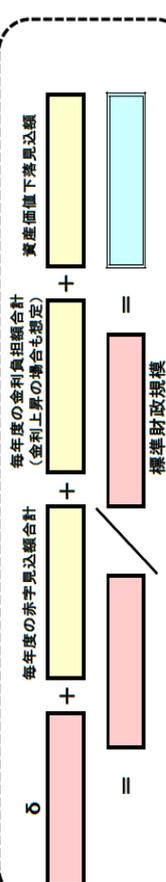
3. 財源が手当てできない可能性のある財政的リスク

上記から第三セクター等による弁済や財源充当が可能なものを控除したものの、地方公共団体にあって財源手当てできない場合には実質赤字額となる可能性があるものである。



4. 将来的なリスクを具込んだ財政的リスク

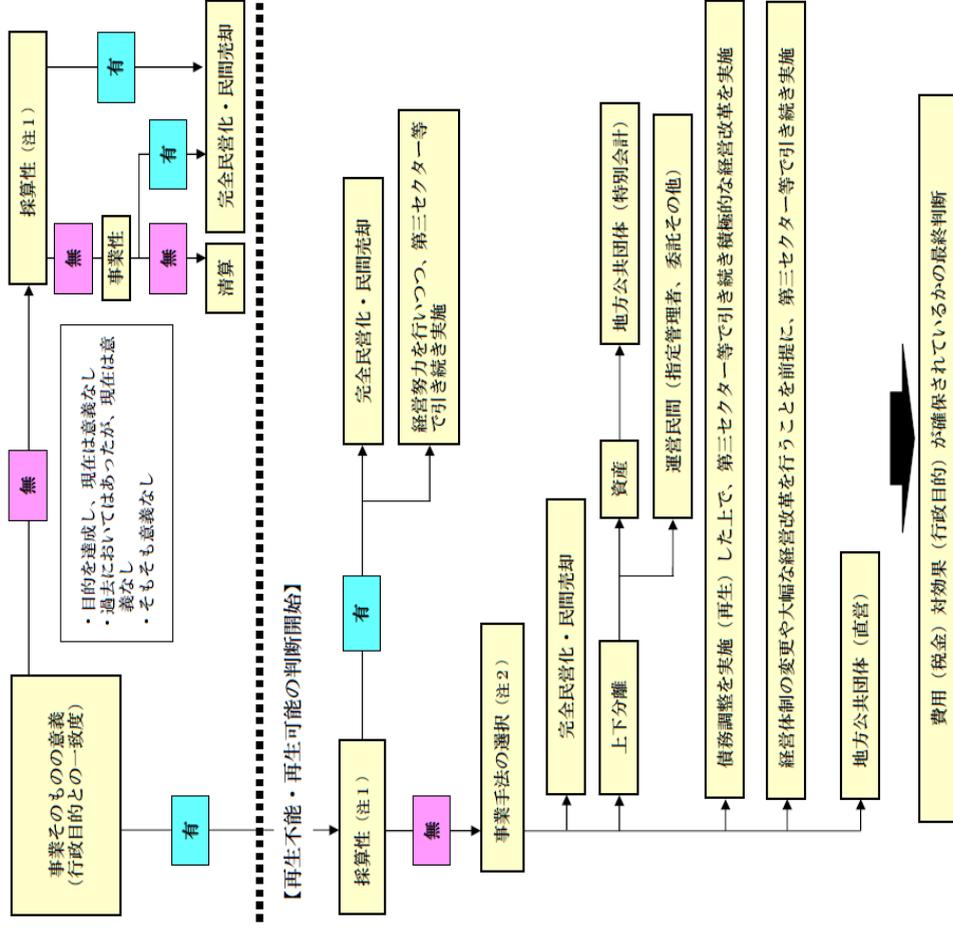
現在の財政的リスクに今後の赤字見込額や金利増加額や金利増加額を加算したものを、将来的に地方公共団体が負担する可能性がある(場合によっては実質赤字となる可能性がある)財政的リスクである。



※長期貸付金のうちN年度までの返済を見込んでいる場合には必要に応じて赤字見込額に含めるべきである。

別紙2

【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



(注1) 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。

(注2) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、特選上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に際して、補助金を投入することもあり得る。

第三セクター等の状況に関する調査結果の概要

I 第三セクター等の概況 調査対象法人：7,745法人

調査時点：平成26年3月31日時点

① 第三セクター

地方公共団体が出資又は出せん（以下「出資」という。）を行っている社団法人・財団法人及び特例民法法人（以下「社団法人・財団法人」という。）並びに会社法法人。

② 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社（以下「地方三公社」という。）

③ 地方独立行政法人

1 法人数・設立状況

（ ）内は前年度調査（平成25年12月17日公表）の数値です。

○法人数は3.9%減少

- 平成26年3月31日現在の第三セクター等の数は7,745法人（8,056法人）で、平成25年3月31日時点に比べ311法人、約3.9%減少しています。

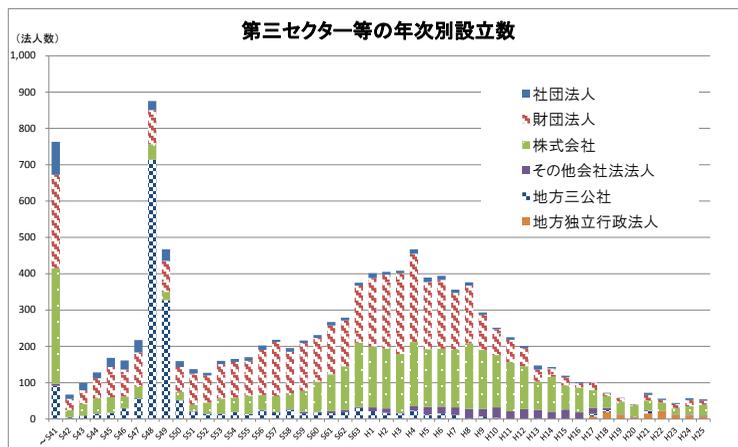
区分	H15調査	H16調査	H17調査	H18調査	H19調査	H20調査	H21調査	H22調査	H23調査	H24調査	H25調査	H26調査
第三セクター計	8,457	8,357	8,217	7,973	7,775	7,686	7,535	7,439	7,317	7,181	6,971	6,730
社団法人・財団法人	4,636	4,534	4,390	4,183	4,051	3,973	3,863	3,813	3,723	3,616	3,456	3,228
会社法法人	3,821	3,823	3,827	3,790	3,724	3,713	3,672	3,626	3,594	3,565	3,515	3,502
地方三公社	1,654	1,590	1,392	1,227	1,205	1,175	1,150	1,117	1,084	1,033	981	904
第三セクター及び地方三公社	10,111	9,947	9,609	9,200	8,980	8,861	8,685	8,556	8,401	8,214	7,952	7,634
地方独立行政法人				8	27	38	44	62	83	94	104	111
総計	10,111	9,947	9,609	9,208	9,007	8,899	8,729	8,618	8,484	8,308	8,056	7,745

（注）地方独立行政法人は平成18年度から調査対象としている。

○新設法人数は3法人の減少

- 平成25年中に新たに設立された法人は54法人（57法人）と前年に比べ減少しました。
- うち社団・財団法人の設立が15法人、会社法法人の設立が32法人、地方独立行政法人の設立が7法人です。

設立年(暦年)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
社団法人	4	3	0	2	1	1	6	4	3	5	4
財団法人	23	12	21	7	9	2	15	7	12	17	11
株式会社	66	68	48	33	36	30	27	23	17	23	30
その他会社法法人	26	17	17	6	1	1	1	1	1	1	2
地方三公社	0	0	7	5	0	1	8	0	0	1	0
地方独立行政法人	0	1	7	19	11	5	15	21	11	10	7
計	119	101	100	72	58	40	72	56	44	57	54



2 出資の状況

○地方公共団体等からの出資は総額の69.6%

- ・ 第三セクター等に対する地方公共団体等（地方公共団体及び地方公共団体が過半を出資する法人をいう。以下同じ。）からの出資額は4兆6,318億円（4兆6,526億円）であり、出資総額6兆6,539億円（6兆6,745億円）の69.6%（69.7%）となっています。
- ・ 法人区分ごとの出資の状況は、次のとおりとなっています。

①社団法人・財団法人

出資総額 : 1兆 568億円 (1兆 981億円)
 地方公共団体等からの出資額 : 7,248億円 (7,485億円)
 地方公共団体等出資割合 : 68.6% (68.2%)

②会社法人

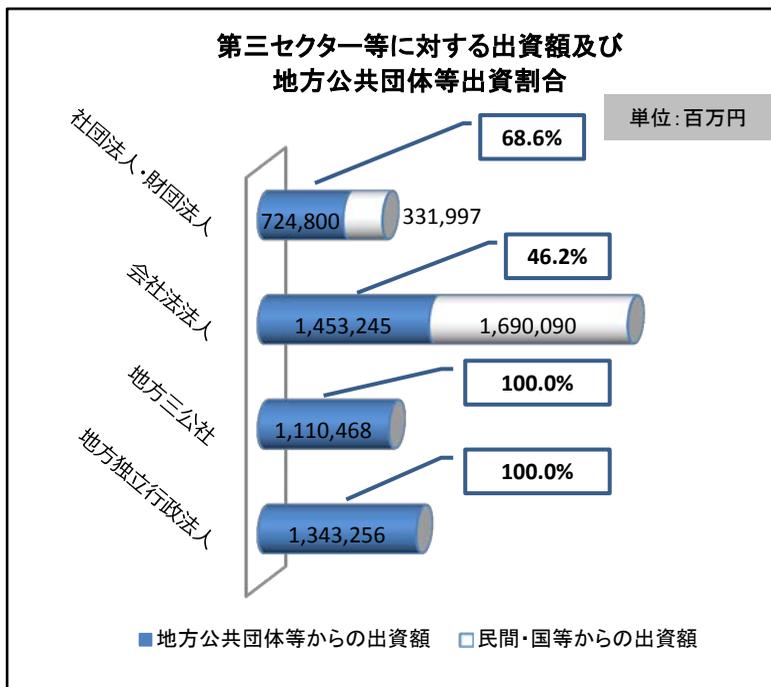
出資総額 : 3兆1,433億円 (3兆1,610億円)
 地方公共団体等からの出資額 : 1兆4,532億円 (1兆4,886億円)
 地方公共団体等出資割合 : 46.2% (47.1%)

③地方三公社

地方公共団体等からの出資額 : 1兆1,105億円 (1兆1,363億円)
 地方公共団体等出資割合 : 100% (100%)

④地方独立行政法人

地方公共団体等からの出資額 : 1兆3,433億円 (1兆2,792億円)
 地方公共団体等出資割合 : 100% (100%)



3 役職員の状況

○第三セクター等の役職員数は微減

- ・ 第三セクター等の役職員数は29万4,816人であり、うち2万9,662人、10.1%が地方公共団体退職者であり、3万4,148人、11.6%が地方公共団体出向者となっています。

(単位: 人)

区分	26年度調査				(参考) 25年度調査
	総数	うち地方公共団体退職者	構成比	うち地方公共団体出向者	構成比
第三セクター	220,490	11,685	5.3%	17,342	7.9%
社団法人・財団法人	100,063	8,082	8.1%	12,584	12.6%
会社法人	120,427	3,603	3.0%	4,758	4.0%
地方三公社	17,701	801	4.5%	10,536	59.5%
第三セクター及び地方三公社	238,191	12,486	5.2%	27,878	11.7%
地方独立行政法人	56,625	17,176	30.3%	6,270	11.1%
総計	294,816	29,662	10.1%	34,148	11.6%

Ⅱ 第三セクター等の経営状況 調査対象法人：6,475法人

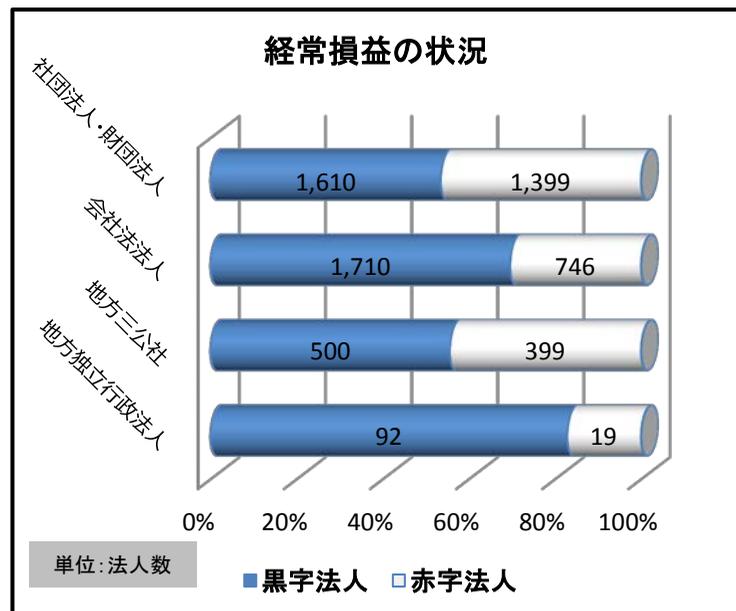
調査時点：平成26年3月31日時点の直近の財務諸表等による

- ① 地方公共団体等の出資割合が25%以上の社団法人・財団法人及び会社法法人（複数の地方公共団体の出資割合の合計が25%以上の法人を含む。）
- ② 出資割合が25%未満であるものの、地方公共団体から財政的支援（補助金、貸付金及び損失補償）を受けている社団法人・財団法人及び会社法法人
- ③ 地方三公社
- ④ 地方独立行政法人

1 経常損益の状況

- ・ 第三セクターについては60.8%（60.1%）が黒字となっており、39.2%（39.9%）が赤字となっています。

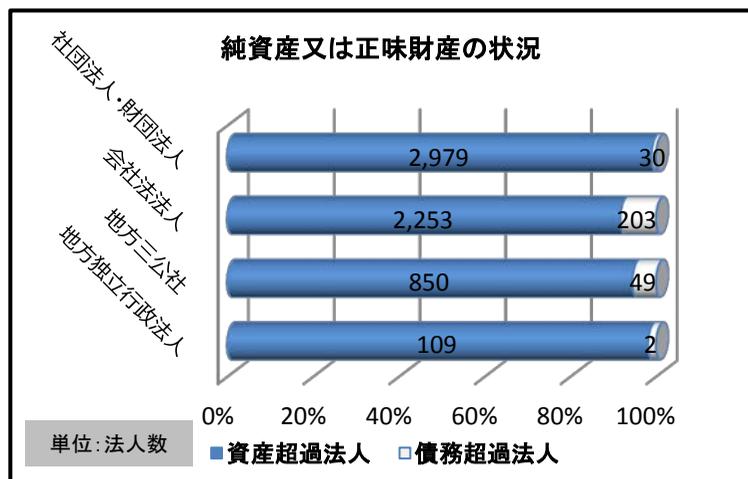
区分		法人数	構成比
第三セクター	黒字法人	3,320	60.8%
	赤字法人	2,145	39.2%
社団法人・財団法人	当期正味財産増加法人	1,610	53.5%
	当期正味財産減少法人	1,399	46.5%
会社法法人	経常黒字法人	1,710	69.6%
	経常赤字法人	746	30.4%
地方三公社	経常黒字法人	500	55.6%
	経常赤字法人	399	44.4%
地方独立行政法人	経常黒字法人	92	82.9%
	経常赤字法人	19	17.1%
総計	黒字法人	3,912	60.4%
	赤字法人	2,563	39.6%



2 純資産又は正味財産の状況

- ・ 第三セクターについては95.7%（95.6%）が資産超過、4.3%（4.4%）が債務超過となっています。

区分		法人数	構成比
第三セクター	資産超過	5,232	95.7%
	債務超過	233	4.3%
社団法人・財団法人	資産超過	2,979	99.0%
	債務超過	30	1.0%
会社法法人	資産超過	2,253	91.7%
	債務超過	203	8.3%
地方三公社	資産超過	850	94.5%
	債務超過	49	5.5%
地方独立行政法人	資産超過	109	98.2%
	債務超過	2	1.8%
総計	資産超過	6,191	95.6%
	債務超過	284	4.4%



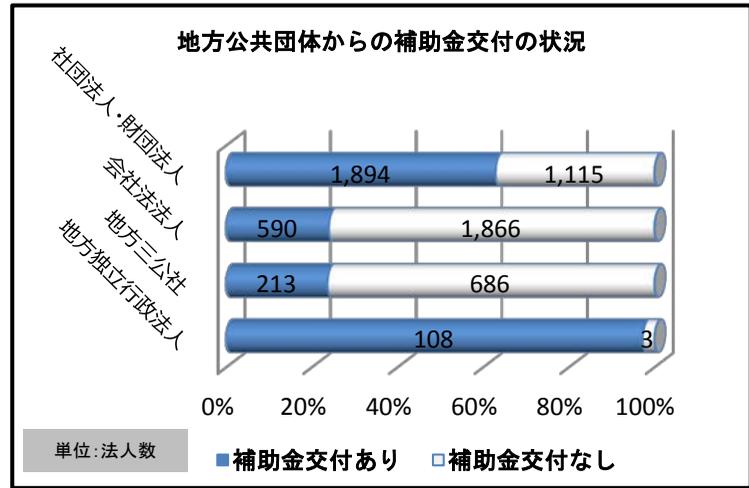
3 財政的支援の状況

(1) 地方公共団体からの補助金交付額の状況

- 第三セクター等6,475法人のうち、地方公共団体から補助金を交付されている法人は2,805法人（前年度調査比4.3%減）であり、交付総額は地方三公社への交付額減少により5,249億円（同3.7%減）となっています。

（単位：百万円）

区分	全体法人数 (a)	交付法人数 (b)	構成比 (b/a)	交付額
第三セクター	5,465	2,484	45.5%	251,506
社団法人・財団法人	3,009	1,894	62.9%	210,257
会社法法人	2,456	590	24.0%	41,250
地方三公社	899	213	23.7%	17,328
地方独立行政法人	111	108	97.3%	256,015
総計	6,475	2,805	43.3%	524,850

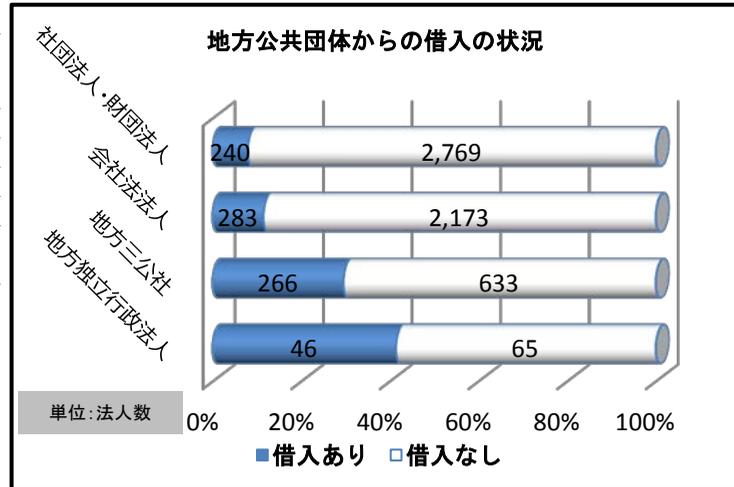


(2) 地方公共団体からの借入残高の状況

- 第三セクター等6,475法人のうち、地方公共団体からの借入残高を有する法人は835法人（前年度調査比5.0%減）であり、借入残高は4兆7,357億円（同5.2%減）となっています。

（単位：百万円）

区分	全体法人数 (a)	借入法人数 (b)	構成比 (b/a)	残高
第三セクター	5,465	523	9.6%	2,836,446
社団法人・財団法人	3,009	240	8.0%	1,822,068
会社法法人	2,456	283	11.5%	1,014,378
地方三公社	899	266	29.6%	1,408,136
地方独立行政法人	111	46	41.4%	491,095
総計	6,475	835	12.9%	4,735,678

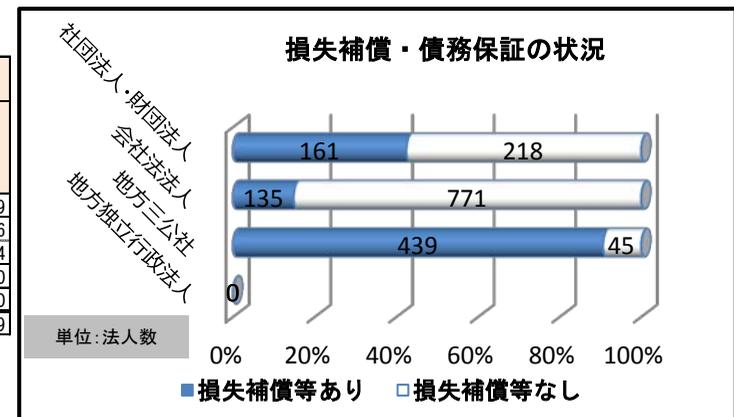


(3) 地方公共団体以外からの借入金と損失補償・債務保証の状況

- 地方公共団体以外からの借入金を有する法人数は1,770法人（前年度調査比7.6%減）となっています。
- 損失補償・債務保証が付されている債務を有する法人は735法人（同11.3%減）あり、その残高は4兆784億円（同17.8%減）となっています。

（単位：百万円）

区分	全体法人数	地方公共団体以外からの借入金		損失補償・債務保証付債務	
		法人数 (a)	残高	法人数 (b)	残高
第三セクター	5,465	1,285	3,036,876	296	1,073,689
社団法人・財団法人	3,009	379	1,071,915	161	809,466
会社法法人	2,456	906	1,964,961	135	264,224
地方三公社	899	484	3,617,862	439	3,004,680
地方独立行政法人	111	1	700	0	0
総計	6,475	1,770	6,655,438	735	4,078,369

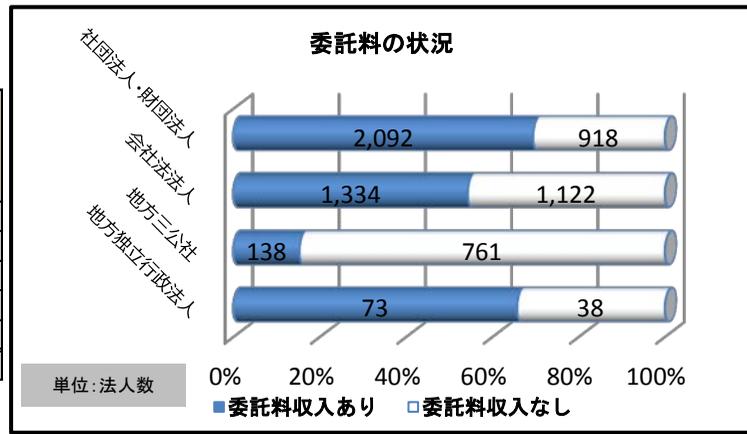


(4) 地方公共団体からの委託料収入の状況

- 第三セクター5,465法人のうち、地方公共団体からの委託料収入のある法人は3,426法人（前年度調査比4.1%減）あり、委託料収入の総額は8,085億円（同0.0%）となっています。

（単位：百万円）

区分	全体法人数 (a)	委託料収入のある法人数 (b)	構成比 (b/a)	委託料収入額
第三セクター	5,465	3,426	62.7%	808,462
社団法人・財団法人	3,009	2,092	69.5%	602,623
会社法法人	2,456	1,334	54.3%	205,839
地方三公社	899	138	15.4%	155,490
地方独立行政法人	111	73	65.8%	6,548
総計	6,475	3,637	56.2%	970,500



Ⅲ 情報公開・経営の点検評価の取り組み 調査対象法人：6,475法人

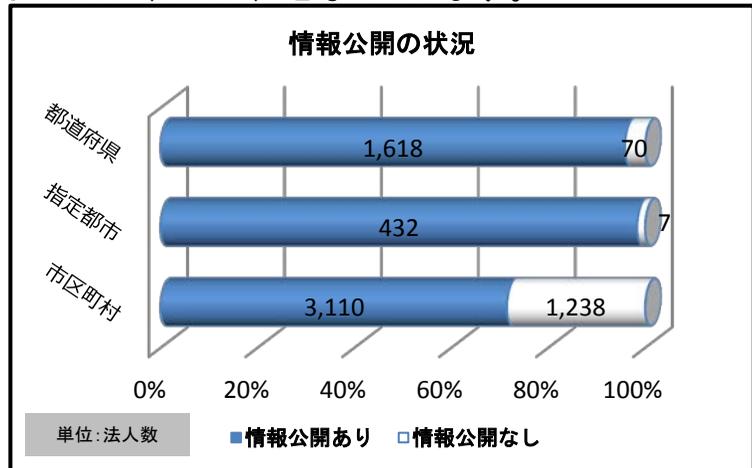
- 地方公共団体等の出資割合が25%以上の社団法人・財団法人及び会社法法人（複数の地方公共団体の出資割合の合計が25%以上の法人を含む。）
- 出資割合が25%未満であるものの、地方公共団体から財政的支援（補助金、貸付金及び損失補償）を受けている社団法人・財団法人及び会社法法人
- 地方三公社
- 地方独立行政法人

1 情報公開の状況

- 情報公開を行っている第三セクター等の割合は79.7%（79.4%）となっています。

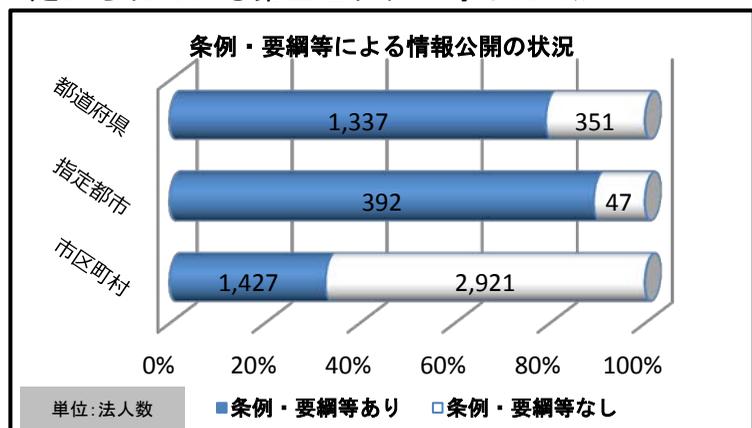
区分	全体法人数	情報公開を行っている法人数	構成比
都道府県	1,688	1,618	95.9%
指定都市	439	432	98.4%
市区町村	4,348	3,110	71.5%
合計	6,475	5,160	79.7%

※ 財務諸表等（概要を含む）を、開示請求によることなく公開しているものを情報公開として調査



- 地方公共団体の条例、要綱等により情報公開が定められている第三セクター等は48.7%（49.2%）となっています。

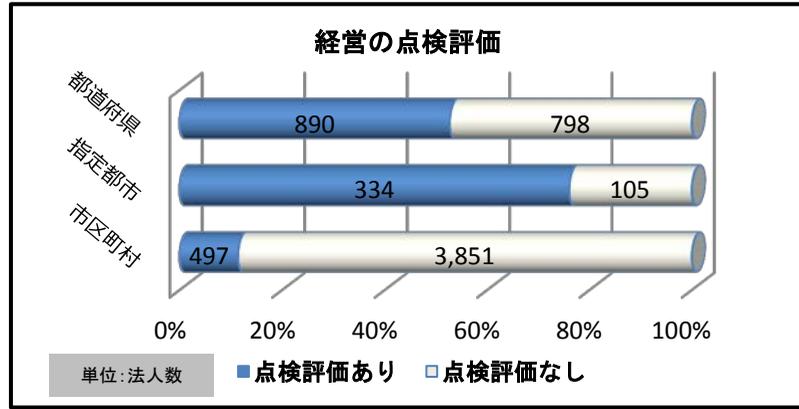
区分	全体法人数	条例・要綱等を設けている法人数	構成比
都道府県	1,688	1,337	79.2%
指定都市	439	392	89.3%
市区町村	4,348	1,427	32.8%
合計	6,475	3,156	48.7%



2 経営の点検評価

- 委員会等により、定期的に経営の点検評価を実施している法人は26.6%（26.3%）となっています。

区分	全体法人数	点検評価が行われている法人数	構成比
都道府県	1,688	890	52.7%
指定都市	439	334	76.1%
市区町村	4,348	497	11.4%
合計	6,475	1,721	26.6%



IV 第三セクター等の統廃合の状況

- 平成25年度中に廃止が340件、統合が6件、出資引揚が51件あり、397法人減少しています。

区分	廃止件数	統合件数	法人減少数	出資引揚件数
第三セクター	264	6	6	50
社団法人・財団法人	216	4	4	29
会社法法人	48	2	2	21
地方三公社	76	0	0	1
地方独立行政法人	0	0	0	0
合計	340	6	6	51

V 第三セクター等の法的整理の状況

- 平成25年度中に法的整理を申し立てた法人は13法人となっており、社団法人・財団法人が4法人、会社法法人が9法人となっておりです。

区分	26年度調査							25年度調査
	法人数	整理方法						法人数
		会社更生	民事再生	特定調停	特別清算	破産	事業再生ADR	
社団法人・財団法人	4	0	1	1	0	2	0	2
会社法法人	9	1	0	1	5	2	0	8
地方住宅供給公社	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	13	1	1	2	5	4	0	11

(参考) 法的整理申立法人数の推移

区分	15年度調査	16年度調査	17年度調査	18年度調査	19年度調査	20年度調査	21年度調査	22年度調査	23年度調査	24年度調査	25年度調査	26年度調査
社団法人・財団法人	0	0	2	3	0	2	1	0	3	3	2	4
会社法法人	18	22	15	14	16	18	13	12	9	20	8	9
地方三公社	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
合計	18	26	17	17	16	20	14	12	13	23	11	13